

報道機関配付資料 安城市

件名 緊急事態宣言の解除に伴う市公共施設の利用制限の見直しについて

令和3年2月27日

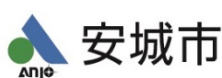
1月13日付けで、愛知県に発出されている緊急事態宣言が2月末日をもって解除されることを受け、2月8日より運用していた「市公共施設等の利用制限状況」別紙のとおり見直し、3月14日まで適用することとしましたのでお知らせいたします。

なお、これらの情報は市公式ウェブサイトへ掲載する予定です。

(<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/bosaibohan/covid19-event.html>)

問い合わせ 安城市役所（電話・市外局番 0566）

市民生活部 危機管理課 （電話 71-2220）



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

市公共施設等の利用制限状況

(実施期間: 令和3年3月1日(月)から3月14日(日)まで)

No.	施設名	利用時間の制限	連絡先
■生涯学習関連施設			
1	青少年の家	・利用時間を午後9時までに短縮	生涯学習課 76-1515
■その他施設			
2	キーポート (コワーキングスペース)	・利用時間を午後9時までに短縮	商工課 71-2235

※上記施設に加え、アンフォーレ、市民交流センター、社会福祉会館、各福祉センター、へきしんギャラクシープラザ、各公民館、市民会館、安祥閣、東祥アリーナ安城、スポーツセンター、マーメイドパレスの収容定員は50%以内です。

※その他、各施設における個別の利用制限の内容については、お手数ですが、各施設までお問合せください。

※市公共施設の利用制限等は、感染状況や国、県の動向などにより、期間内であっても見直しを行う場合があります。